

令和5年12月18日市長決裁

宍粟市特定空き家等除却事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、宍粟市補助金等交付規則（平成17年宍粟市規則第44号。以下「規則」という。）に基づき、宍粟市特定空き家等除却事業補助金の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(補助金の交付の対象)

第2条 規則第2条の2の規定による補助事業等の名称、目的、内容、補助対象経費及び補助率又は補助金額等に関しては、別表に定めるとおりとする。

(別に定める事項)

第3条 規則第3条、第8条第1項及び第14条に規定する申請書等に添付を要する市長が別に定める書類及び市長が指定する期日、規則第10条第2項に規定する着手・完了届の要否、規則第11条第1項第1号に規定する市長が別に定める軽微な変更、規則第16条第2項に規定する概算払の可否、規則第22条第2項に規定する別に定める処分制限期間並びに規則第25条第1項に規定する電磁的方法による提出の可否は、別表の別に定める事項欄に定めるとおりとする。

(特例)

第4条 市長は、補助事業の目的に照らして、特に必要があると認めた場合は、前条の規定にかかわらず、必要な措置をとることができる。

(補則)

第5条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日等)

1 この要綱は、宍粟市空き家等の対策に関する条例（令和5年宍粟市条例第39号）の施行の日から施行し、令和10年3月31日をもって失効する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日前に宍粟市特定空き家等除却事業補助金交付要綱（令和2年宍粟市告示第40号）の規定によりなされた手続その他の行為は、この要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

別表（第2条、第3条関係）

補助事業等の名称	特定空き家等除却補助事業
補助事業等の目的	特定空き家等（空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第2条第2項に規定する「特定空き家等」及び宍粟市空き家等の対策に関する条例（令和5年宍粟市条例第39号。以下「条例」という。）第2条第2号に規定する特定空き家

		等をいう。以下同じ。)のうち、倒壊により周辺に危険が及ぶ恐れのある民間住宅の除却に要する費用の一部を補助することにより、市民の安全及び良好な生活環境の保全に資することを目的とする。
補助事業等の対象者		法第22条第1項又は第2項(条例第5条第1項において準用する場合を含む。以下同じ。)の規定による助言若しくは指導又は勧告を受けた特定空き家等の所有者等であって、市税の滞納がないもの
補助事業等の内容		法第22条第1項又は第2項の規定による助言若しくは指導又は勧告に係る特定空き家等を除却する事業であって、次のいずれにも該当するもの ① 市内に所在する主として居住の用に供されていた建物であること。 ② 登記事項証明書に所有権以外の権利が設定されていないこと。 ③ 補助金の交付決定前に解体撤去工事契約の締結又は解体撤去工事が完了していないこと。 ④ 法第22条第3項(条例第5条第1項において準用する場合を含む。)の規定による命令を受けていないこと。 ⑤ 補助対象建築物の全部を除却する工事であること(長屋建ての場合を除く。) ⑥ 他の制度による補助、助成その他の給付を受けていないこと。 ⑦ 補助金の交付決定の日の属する年度の末日までに工事を完了し、実績報告を提出できること。
補助対象経費		特定空き家等の除却(解体により生じた廃棄物の運搬及び処分を含む。)に要する経費。ただし、次に掲げるものは除く。 ① 門柵、塀及び立木のみの撤去、搬出及び処分に要する費用 ② 特定空き家等の除却後において行う敷地の造成、舗装及び柵、塀等の設置に要する費用 ③ 登記その他の事務手続に要する費用
補助率又は補助金額		上限を1,332千円とし、補助対象経費の3分の2以内で市長が必要と認めた額。ただし、千円未満の端数は切り捨てるものとする。
別に定める事	規則第3条関係(交付申請)	添付書類…収支予算書、除却費用見積書(3業者以上)、平面図、求積図 指定期日…別途指示する。
	規則第8条第1項関係(額変更交付申請)	添付書類…交付申請に準ずる 指定期日…変更事由が生じて直ちに
	規則第10条第2項関係(着手・完了届)	不要

項	規則第11条第1項関係（変更承認申請）	軽微な変更…事業の目的を著しく逸脱しない程度の変更
	規則第14条関係（実績報告）	添付書類…除却工事（変更）契約書写し、領収書写し、施工後写真その他指示する書類 指定期日…事業完了後速やかに
	規則第16条第2項（概算払い）	不可
	規則第22条第2項関係（処分制限期間）	適用除外
	規則第25条第1項関係（電磁的方法による提出）	不可